海上安全環境部

運航労務監理官

**１　運航労務監理官の業務**

　 運航労務監理官は、適切な船舶の運航管理や船員の労働環境の整備等を通じた航行の安全を確保

するため、国内旅客船・貨物船等を対象として、海上運送法及び内航海運業法に基づく運航管理に

関する監査業務、船員法等に基づく船員労務監査業務、船員職業安定法に基づく船員派遣業に関す

る監査業務並びに船舶職員及び小型船舶操縦者法に基づく海技資格に関する監査業務を一元的に

実施するとともに、平成１８年度に創設された運輸安全マネジメント制度に基づき各事業者への運輸安全マネジメント評価を実施している。

**(1) 運航管理監査等の実施状況**

(ア) 運航管理に関する監査

海上運送法及び内航海運業法に基づき実施した運航管理監査は第１表のとおりである。

第１表　運航管理監査実施状況（令和５年度）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 船舶監査件数 | 事業場監査件数 |
| 旅客船（国内） | １０１ | ２１ |
| 貨物船（国内） | ２５０ | １３ |
| 合計 | ３５１ | ３４ |

　　　（注）船舶監査（安全管理規程の備置及び遵守状況）は、船員労務監査と併せて実施した場合も含む。

　(イ) 旅客船事業に係る安全確認検査

　　　 海上運送法に基づき実施した旅客船事業に係る安全確認検査は第２表のとおりである。

　　　 第２表　安全確認検査等実施状況（令和５年度）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | フェリー | | 在来船 | | 合計 | |
| 件数 | 事業者数 | 件数 | 事業者数 | 件数 | 事業者数 |
| 本局 | ０ | ０ | １ | １ | １ | １ |
| 姫路 | ０ | ０ | １ | １ | １ | １ |

　（ウ）安全統括管理者及び運航管理者研修、旅客船の運航管理者及び乗組員研修の実施

　　　　各事業者における運輸安全マネジメント体制及び運航管理体制を充実させるため、関係者を対象に実施した安全統括管理者及び運航管理者研修は第３表、旅客輸送の安全確保を図るため、旅客船事業者の運航管理者及び乗組員を対象に実施した旅客船の運航管理者及び乗組員研修は第４表のとおりである。

第３表　安全統括管理者及び運航管理者研修～YouTube配信～（令和５年度）

|  |  |
| --- | --- |
| 実施日 | 研修内容 |
| 令和６年３月１日  ～３月２２日 | 1. 「旅客船の総合的な安全・安心対策（海上運送法等の改正等）」   神戸運輸監理部海上安全環境部 運航労務監理官　石田　典子   1. 「エンジントラブル防止のための日常点検・定期点検整備の実施」   一般社団法人日本船用機関整備協会　業務部長　野口　信雄 |

　　　　　第４表　旅客船の運航管理者及び乗組員研修（令和５年度）

|  |  |
| --- | --- |
| 実施日 | 研修内容 |
| 令和５年１１月２９日  ＜共催＞  神戸運輸監理部  神戸旅客船協会 | 1. 「一般救急講習会（ＡＥＤ等取扱行動訓練」   神戸市消防局警防部救急課救急研修係　戸田　太　係長  　　　　　　　　　　　　　　　　　　山中　亮人　係長  ② 「高齢者、障害者の特性について」  神戸運輸監理部総務企画部企画課　指導官　岡本　英明   1. 「旅客船の安全運航について」   神戸運輸監理部海上安全環境部　運航労務監理官　岸本　悦信 |

**(2) 船員労務監査等の実施状況**

(ア) 船員職業安定法に基づく監査

　 船員職業安定法に基づく船員派遣実態に関する船舶監査は７１隻である。

（イ）船員法等に基づく監査

令和５年度の監査実績は、第５表～第１０表のとおり、監査船舶数３７２隻、監査事業場数　４０社であり、監査の結果は、戒告１０件、勧告１４件であった。

なお、違反等のポイントが一定以上となった船舶所有者等について、記者発表及びホーム

ページ掲載による公表を行うこととしているが、令和５年度における公表はなかった。

第５表　監査船舶及び事業場数（令和５年度）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 監　 査  実 施 局 | 汽船 | | 漁船 | 船舶計 | 事業場 | 合　計 |
| 700ﾄﾝ  以上 | 700ﾄﾝ  未満 |
| 本　局 | ３３ | １７９ | ４０ | ２５２ | ２５ | ２７７ |
| 姫　路 | ４ | １１６ | ０ | １２０ | １５ | １３５ |
| 合　計 | ３７ | ２９５ | ４０ | ３７２ | ４０ | ４１２ |

（注）件数には、災害発生時監査及び海難発生時監査実績に加え、旅客船安全総点検時に併せて実施した船舶監査実績を含む。

第６表　船員法条項別違反件数（令和５年度）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 違　反　条　項 | | | 本　局 | 姫　路 | 合　計 |
| 船員法 | １０条 | 甲板上の指揮 | １ | ０ | １ |
| 船員法 | １４条の４ | 航海の安全の確保 | ４ | ４ | ８ |
| 船員法 | ３７条 | 雇入契約の成立等の届出 | １ | ０ | １ |

第７表　船員法等条項別勧告件数（令和５年度）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 勧　告　条　項 | | | 本　局 | 姫　路 | 合　計 |
| 船員法 | ８条 | 発航前の検査 | ０ | ２ | ２ |
| 船員法 | １４条の４ | 航海の安全の確保 | ０ | １ | １ |
| 船員法 | ６７条1項 | 記録簿の備置き等 | ０ | ２ | ２ |
| 船員法 | １２６条1項 | 発航前の検査記録 | ０ | １ | １ |
| 船員労働安全衛生規則 | ５条 | 安全担当者の業務 | ０ | ４ | ４ |
| 船員労働安全衛生規則 | ８条 | 衛生担当者の業務 | ０ | ４ | ４ |

第８表　船員労務監査件数及び違反・勧告件数の推移

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | 令和  元年度 | 令和  ２年度 | 令和  ３年度 | 令和  ４年度 | 令和  ５年度 |
| 監査  件数 | 船舶監査 | ３１０ | ２２０ | １０８ | ２１０ | ３７２ |
| 事業場監査 | ２ | ２ | １ | １８ | ４０ |
| 合　計 | ３１２ | ２２２ | １０９ | ２２８ | ４１２ |
| 違反  件数 | 船舶監査 | ９ | ５ | ５ | ８ | １０ |
| 事業場監査 | ０ | ０ | ０ | ０ | ０ |
| 合　計 | ９ | ５ | ５ | ８ | １０ |
| 勧告  件数 | 船舶監査 | １ | ０ | ０ | ２ | １４ |
| 事業場監査 | ０ | ０ | ０ | ０ | ０ |
| 合　計 | １ | ０ | ０ | ２ | １４ |

第９表　災害発生時監査状況（令和５年度）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 監査  実施局 | 監査  隻数 | 船種 | 災害種類 | 被災  状況 | 処分 |
| 本局 | １ | 漁船 | 漁ろう機械取扱 | 負傷 | なし |
| 姫路 | ０ | - | - | - | - |

第１０表　海難発生時監査状況（令和５年度）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |  |
| 監査  実施局 | 監査  隻数 | 海難種類 | 船種別内訳 | 処分 |
| 本局 | ７ | 衝突（対物）  乗揚  衝突（対物）  定置網損傷  コンテナ流出  衝突（対物）  乗揚 | 旅客船兼自動車渡船  漁船  油タンカー  コンテナ船  貨物船  貨物船  貨物船 | なし  船員法１４条の４及び船員法３７条違反  船員法１４条の４違反  船員法１４条の４違反  なし  なし  船員法１０条及び船員法１４の４違反 |
| 姫路 | ４ | 座礁  座礁  伝馬船転覆  座礁 | 油タンカー兼引火性液体物質ばら積船兼液体化学薬品ばら積船  砂利採取兼石材運搬船  貨物船兼石材砂利運搬船  貨物船兼砂利運搬船 | 船員法１４条の４違反  船員法１４条の４違反  船員法１４条の４違反  船員法１４条の４違反 |

（ウ） 船舶職員及び小型船舶操縦者法に基づく監査

船員法等に基づく船舶監査の際に行った船舶職員又は小型船舶操縦者の乗り組みにかかる海技資格の監査において、違反が認められたものについては船員労働環境・海技資格課へ通報し、行政処分を行うこととしているが、令和５年度における違反はなかった。

」

**(3) 運輸安全マネジメント制度に基づく評価等について**

平成１７年にＪＲ福知山線脱線事故をはじめとしたヒューマンエラーに起因すると見られる事故・トラブルが多発したことから、事業者自らが経営トップから現場まで一丸となった安全管理体制を構築・維持し、国がその取組みに対して評価・助言する「運輸安全マネジメント評価制度」が平成１８年１０月に創設され、神戸運輸監理部では平成１９年度から実施している。これまで評価を行った事業者数は第１１表のとおりであり、合計３１２社（延べ数）に対して実施した。

第１１表　評価を行った事業者数（令和６年３月３１日現在）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 旅客船事業者 | 内航運送事業者 | 合 　計 | |
| 平成１９年度 | ７ | ５ | １２ | |
| 平成２０年度 | １０ | ７ | １７ | |
| 平成２１年度 | ２２ | １５ | ３７ | |
| 平成２２年度 | ２０ | ３１ | ５１ | |
| 平成２３年度 | １１ | ２９ | ４０ | |
| 平成２４年度 | １３ | ２６ | ３９ | |
| 平成２５年度 | ６ | １０ | １６ | |
| 平成２６年度 | ７ | ９ | １６ | |
| 平成２７年度 | ７ | ９ | １６ | |
| 平成２８年度 | ８ | ５ | １３ | |
| 平成２９年度 | ６ | ５ | １１ | |
| 平成３０年度 | ６ | ５ | | １１ |
| 令和元年度 | ３ | ５ | | ８ |
| 令和２年度 | ４ | ３ | | ７ |
| 令和３年度 | ２ | ２ | | ４ |
| 令和４年度 | ４ | ３ | | ７ |
| 令和５年度 | ５ | ２ | | ７ |
| 合　　計 | １４１ | １７１ | | ３１２ |